



ガリガリ君 E-mail 通信

令和 7 年 7 月 (第 201 号)

下水道既設管路耐震技術協会

下水道展が今月末に開催されます。本号で出展内容をご紹介しますので是非本協会ブース 1-228 にお寄りください。その他、熱中症対策の義務化や国土強靱化実施中期計画の内容紹介、技術者研修会の実施結果などをお送りします。

○ 熱中症対策が義務化

労働安全衛生規則が改正され、6 月 1 日より熱中症対策が義務化されました。

職場における熱中症による死亡者が年間 30 人となり、死亡に至る割合が他の災害の 5~6 倍と非常に高くなっています。また死亡者の約 7 割は屋外で作業中でした。そのほとんどが早い段階で処置・対応していれば防げたと思われることから、今回「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられるものです。具体的には、

- (1) 熱中症の自覚症状や恐れのある作業員や作業員を見つけた者が、その旨を報告するための「体制整備」及び「関係作業員への周知」。
- (2) 熱中症の恐れのある労働者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるよう、次の項目について作成し関係作業員に周知するとしています。
 - ・ 緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先、所在地等
 - ・ 重篤化を防止するために必要な措置の実施手順

なお、本規則が適用される対象は、「WBGT (湿球黒球温度) 28 度以上または気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上または 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業となります。

○ 第 1 次国土強靱化実施中期計画が策定されました

6 月 6 日、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」が閣議決定されました。

本計画は「国土強靱化基本法」の規定に基づき、現在施行中の「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」(令和 3 年度~令和 7 年度)が今年度で期限が切れるため、切れ目なく国土強靱化の取組を推進するために策定されたものです。

本計画は、第 5 章で構成されており、各章は次の内容となっています。

第 1 章 基本的な考え方

防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目のない推進に向け、5 か年加速化対策等の効果と近年の災害を踏まえた 3 つの状況変化への対応。

- 1) 災害外力・耐力の変化への対応
 - ・ 自立分散型システムの導入
 - ・ インフラ老朽化対策の推進 等
- 2) 人口減少等の社会状況の変化への対応

- ・地方創成の取組と国土強靱化の一体的推進
- ・半島防災・強靱化等の推進 等
- 3) 事業実施環境の変化への対応
 - ・自動化、遠隔操作化、無人化
 - ・フェーズフリーな仕組みづくりの推進 等

第 2 章 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間

第 3 章 計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）

第 4 章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

I	防災インフラの整備・管理・・・・	60 施策
II	ライフラインの強靱化・・・・	109 施策
III	デジタル等新技術の活用・・・・	56 施策
IV	官民連携強化・・・・	65 施策
VI	地域防災力の強化・・・・	72 施策

第 4 章 推進が特に必要となる施策（全 114 施策(234 指標)）

1) 施策の内容

概ね 20 年～30 年程度を一つの目安とし、30 年を超える施策においても、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上実施

I	防災インフラの整備・管理	
	・予防保全型メンテナンスへの早期転換 等	28 施策(76 指標)
II	ライフラインの強靱化	
	・上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 等	42 施策(87 指標)
III	デジタル等新技術の活用	
	・一元的な情報収集・提供システムの構築 等	16 施策(24 指標)
IV	官民連携強化	
	・密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 等	13 施策(18 指標)
V	地域防災力の強化	
	・避難所等における自立分散型の電源・IT 基盤システムの構築 等	16 施策(29 指標)

2) 対策の事業規模

今後 5 年間で概ね 20 兆円強程度を目途とし、このうちⅡのライフラインの強靱化については約半分の概ね 10.6 兆円

第 5 章 フォローアップと計画の見直し

- 毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施
- 知見の継承、過大・効果の取りまとめ・発信
- 評価に必要なデータの収集
- 事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討

第 4 章の推進が特に必要となる施策 114 施策のうち、34 番目が「上下水道施設の戦略的

維持管理・更新」、62 番目が「上下水道施設の耐災害性強化」となっています。
このうち下水道施設の耐震化に関する指標と目標値を表-1 に示します。

表-1 下水道施設の耐震化目標値

KPI・指標	現 況	計画期間 目 標	将来目標
給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設(約 35,000 か所)のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合	9% (R5)	30% (R12)	100% (R36)
下水道の急所施設である下水道管路(約 9,100 km)の耐震化完了率	70% (R5)	80% (R12)	100% (R25)
下水道の急所施設である下水処理場(約 1,600 か所)の耐震化完了率	49% (R5)	63% (R12)	100% (R32)
下水道の急所施設であるポンプ場(約 900 か所)の耐震化完了率	52% (R5)	69% (R12)	100% (R25)

KPI:「Key Performance Indicator」の略。プロジェクトにおける目標に対する進捗を数値で示す指標

協会からのお知らせ

○ 下水道展 '25 大阪に出展します

1 開催概要

今年度の下水道展 '25 大阪の開催概要は以下の通りです。

名 称: 「下水道展 '25 大阪」
会 期: 2025 年 7 月 29 日(火)～ 8 月 1 日(金) 10:00～17:00
会 場: インテックス大阪 1～5号館
出展規模: 350 社・団体(昨年度 '24 東京 366 社・団体)
出展位置: 1 号館-228 (2 小間 3m×6m)

2 本協会の展示内容

(1) コンセプト

パッケージブース 2 小間での出展で、シンプルなブースデザインとし、基本的な工法の紹介とともに、地震時の下水道施設の被害状況や地震対策の基本的な仕組みをわかりやすく理解できる展示内容とします。

(2) 展示項目

① ブースデザイン(図-1)

- ・ 開放的な配置とし、前面に受け付け、液状化実験、耐震模型など、来場者が興味を引く展示物を配置します。
- ・ 壁面は協会パンフレットの表紙デザインを利用し、全体をブルーで統一しました。

② 展示内容

3 工法を紹介するパネルや模型を展示するほか、



図-1 ブースデザイン

好評な液状化実験を行います。また、能登半島地震被害を紹介する写真コーナーを右壁面に設けています。

○ 施工技術者研修会が終了しました

今年度の既設人孔耐震化工法、フロートレス工法の施工技術者研修会が日本ヒューム熊谷工場で開催されました。

施工技術者研修会は、新たに耐震工事に携わる技術者を対象に、施工技術の習得を目的に実施されるものです。研修は事前の机上講習に続き、実際のマンホールと施工機械を用いての実習が行われ、終了者には施工技術者証が交付されます。

今年度は、既設人孔耐震化工法、フロートレス工法とも、会員社数、受験者数が昨年度より大幅に増え、両工法合わせて 53 名（昨年度 41 名）の方が受研しました。また、このため研修日数についても各々 4 日間実施されることとなりました（写真-1～2）。

今年は、暑さで有名な熊谷でもこの時期としては異常に暑い中での研修となりましたが、無事に終了することができました。受験された皆さんお疲れ様でした。

各工法の実施結果は表-2 のとおりです。

表-2 技術者研修会受研者数

工 法	実施日時	会員社数 (社)	受験者数 (人)
既設人孔耐震化工法	6 月 10～13 日	9 (4)	24 (18)
フロートレス工法	6 月 17～20 日	11 (6)	29 (23)
計		20 (10)	53 (41)



写真-1 実習前の机上研修



写真-2 実習状況

○ 東海・北陸支部 支部総会が開催されました

6 月 4 日、名古屋市内で東海北陸支部の第 17 回通常総会が、支部会員 14 社の出席のもと開かれました。総会は田邊支部長、中坪事務局長の挨拶に続き、令和 6 年度の事業報告と決算報告、令和 7 年度の事業計画（案）、予算（案）の 4 議題が審議され、4 議題とも満場一致で承認されました。

○ 最近のニュースから

- 第 217 回通常国会において、水道復旧の迅速化を目的とした災害対策基本法の改正が成立しました。今回の改正では、本来のインフラ管理者に代わり国などが災害復旧や平時の管理などを代行する「権限代行」の制度が拡充され、日本下水道事業団が水道復旧工事の代行をできるようになりました。
- 国土交通省は、八潮市の道路陥没事故を受け設置された有識者会議の提言を受け、道路法施行規則を改正し、2026 年度より地上地下を問わず道路を占有している事業者に対し、点検維持管理状況を道路管理者に報告することを義務付けることとしました。
- 6 月 25 日、「上下水道政策の基本的なあり方検討会」の第 1 次とりまとめが公表されました。取りまとめでは、上下水道事業が直面している喫緊の課題を、「施設」「経営」「組

織」の視点で列記し、4 項目の基本認識を示すとともに、強靱で持続可能な上下水道を実現するための基盤の強化に向けた取組として、次の 3 項目の方向性を示しています。

- (1) 単一市町村による経営にとらわれない、経営広域化の国主導による加速化
- (2) 更新投資を適切に行い、次世代に負担を先送りしない経営へのシフト
- (3) 官民共創による上下水道の一体的な再構築と、公費負担のあり方の検討

編集後記

・いよいよ今月末から大阪での下水道展がスタートします。今回の下水道展は大阪万博と開催が重なり、昨年末からの高騰した宿の確保に始まり、初めてのパッケージブースでの出展、コンパニオン探しなど、これまで経験無かった出来事の連続でしたが、何とか出展準備が整ってきました。ただ、会場までの電車の混雑や早そうな梅雨明け後の暑さ耐策など、まだまだいろいろな心配出てきそうです。

・能登半島地震や八潮の陥没事故、また国土強靱化計画の改定時期が重なり、国レベルの委員会や検討会で議論が進められ、中間報告も出されています。これらを読むと国全体の下水道事業が普及から維持管理へと大きく方向転換し、新たな下水道システムが求められています。難しく厳しい内容となっており、この中で下水道事業の将来の夢を見ることはなかなか難しそうです。

・今月の写真は「角のタバコ屋」です。今では東京ですっかり見られなくなった光景です。何故か昔からタバコ屋は交差点に面した角地に多く、お年寄りが店番をしているのが定番でした。今ではコンビニに押されて絶滅寸前で、このお店もいつまで続くのか気掛かりです。